

## 多度津町農業委員会議事録

令和3年1月20日午前8時58分より午前10時19分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |    |     |   |
|----|-----|---|
| 議案 | 第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）                |
| 議案 | 第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                |
| 議案 | 第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案 | 第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案 | 第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 |     | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山 佳久
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太



ご理解とご協力をいただいておりますこと、感謝を申し上げますとともに、皆様方には農地法に基づく許認可事務の円滑な推進をいただいておりますこと、また耕作放棄地や遊休農地の解消に努めていただいておりますこと、農用地の有効活用にご尽力いただいておりますことなど、心から感謝を申し上げます。

また皆様方におかれましては、こういう時期ではありますけれども、農業の円滑な発展のためにこれからもご尽力をいただきたい。そして、これから新しい農業者の参入の促進や担い手、また後継者の育成にこれからもご尽力いただきたい。そして、多度津町の農業の発展、そして農業者の皆様方の農業経営の基盤の確立と安定にご尽力いただきますことを心からお願いを申し上げます、今日冒頭のご挨拶とさせていただきます。

今年一年というよりも、またこれからもぜひ皆様方のお力をお借りして、多度津町の農業振興に、私どもも一緒になって邁進していきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。いつもありがとうございます。

事務局長  
産業課長

続きまして、産業課長よりご挨拶申し上げます。

改めまして、おはようございます。

産業課長の谷口でございます。

昨年、7月20日の総会及び委嘱式から、皆様方には町農業行政の要となる農業委員会に係る重責ある委員をお願いしているところでございます。

このコロナ禍での農業者からの相談事への丁寧な対応や、例年以上に気温の高かった時期での耕作放棄地調査など、皆様方のご尽力には頭が下がることばかりでございます。ありがとうございます。

さて、少し来年度の農業行政についてご説明をさせていただきたいと思っております。

農林水産省の令和3年度の概算要求を見ますと、同省の概算要求は、次の8つの柱で構成されてございます。

まず1点目としては、生産規模の強化と経営所得安定対策の着実な実施、2点目はスマート農業、デジタルトランスフォーメーション、いわゆる最先端のデジタル技術を活用した変革、技術開発の推進、食に対する理解の醸成、3点目、5兆円目標の実現に向けた農林水産物、食品の輸出強化と高付加価値化、4点目、農業、農村整備、農地集積、集約化、担い手確保、経営継承の推進、5点目、食の安全と消

費者の信頼確保、6点目、農村、漁村の活性化、7点目、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の実現、最後、8点目が、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化への実現でございます。

本町では、この国の概算要求の内容を精査し、活用できる補助金や実証実験等を積極的に活用してまいりたいと考えてございます。

農地集積や耕作放棄地の解消、またその発生防止、さらには新規の担い手の育成には、皆様方のお力添えが不可欠でございます。今年も事務局から無理なお願いばかりをさせていただくと存じますが、本町の農業行政の発展のため、ひいては将来の本町の農業を守るために、引き続きお力添えをよろしくお願いいたします。

結びに、今年一年間の皆様方のご健康とますますのご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。今年一年よろしくお願いいたします。

それと最後に、産業課の事業の商業を1つさせていただきたいと思っております。

現在、先ほど町長の挨拶にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の第3波と言われている状況でございます。また、本町でも複数の感染者が発生してございます。

今年度、国からの交付金を受けて、本町では様々な新型コロナ対策を実施しております。その一つとして、私どもの事務局のほうの中西が積極的に事業を行ってくれた次亜塩素酸水の生成装置の購入というのがございます。この次亜塩素酸水は、消毒用アルコールに匹敵する殺菌効果のある水でございます。ちなみにこの水なんですけども、この水は健康センター入り口及びJA多度津支店において無料で配布してございます。この次亜塩素酸水は、いわゆるハイターの洗剤を薄めたものではなくて、食塩等の化学反応を利用した水であり、食材の洗浄等を行うことができます。もちろん、口に入っても問題は全くございません。これは、保育所等でも活用されている次亜塩素酸水でございます。健康センターでは、子供のおもちゃの洗浄や消毒、社会福祉協議会での福祉活動に伴う洗浄や消毒に活用されているようでございます。水でございますので速乾性はありませんので、拭き取る必要はございません。こういう本当の普通の水ですので、こうしても乾きませんので、通常どおりハンカチで拭いてもらう。もしくはテーブルを拭いたときには、きれいなタオルで拭いてもらうとか、そういったことは必要にはなってきます。この水の消毒効果を保てる保存期間という

のは、約1か月程度あるということでございますので、ぜひご近所の方にもPRしていただいて、感染予防にお役立ていただきたいと思います。

なお、持って帰っていただく水の量の制限はございません。ただ、容器のほうは準備してございませんので、ペットボトル等をご持参いただきたいと思います。

以上でございます。少し宣伝をさせていただきました。ありがとうございます。

事務局長            それでは、町長と産業課長は別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

町長                    どうも、途中退席させていただきますけど、どうか今年もよろしく願いたいと思います。ありがとうございます。

事務局長            それでは、改めまして、ただいまから農業委員会定例会を開会いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

会長                    失礼いたします。

改めまして、おはようございます。

さすがに大寒ということで、より冷え込む中、1月の定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

私のほうからも、さっき町長なり、課長の挨拶がございましたけども、年頭のご挨拶は割愛させていただきたいと思いますが、いずれにしても本年もよろしく願いたいと思います。

先ほど、町長さんのお話にもありましたように、本年は年明けから、世間ではコロナの話題、暗い話題から始まったようなこととなっておりますけども、また最近では、身近で騒がしくなっておりますけども、幸いにしてお見かけするところ、皆さん方については何も問題ないというふうにお見受けいたします。ここは改めて安心をいたしておるところでございます。

昨年12月のところでもちょっと触れたんですけども、最初にいつもの私のほうからのご報告というか議題があるんですけども、最近の多度津管内の野菜の出荷状況、皆さん方も興味があるところかと思っておりますけども、トマト、ミニトマトにつきましては、大体年明けから平年どおりに戻ったというふうなことも聞いておりますが、ブロッコリーにつきましてはやはり昨年の反動が強く出ておるようです。最近では、中Lで3,500～600円、大体平年より1,000円ほど

高く値はついております。ただ、それは品物がないということは当たり前のことですが、ないということで、出荷数量については3割ほど、やはり前倒しといたしますか、平年より少なくなるとようなのが現状というふうに聞いています。

それから、農業委員会のこれがもう特に皆さん方のお仕事なんですけども、課題としてはやはり相変わらず担い手の育成なり、先ほどこれも町長さんのほうからもありましたとおり、荒廃農地等の解消、いろんな理由があつてのこと、皆さんご存じのとおり理由があつてのことかと思えますけど、まだまだ解消には及んでいないところもあります。引き続きこの点につきましても、皆さん方のご協力、ご指導いただきますよう、お願いを申し上げます。

それから、農政のほうでも、先ほど産業課長のほうから中央の方針等々のご説明がありましたけども、当地区においても、多度津においても、米、麦、大豆、高収益野菜等々の生産する農家への水田リノベーション事業というふうなことで、新しく打ち出しておることがあります。

これらの内容については、今後、近々に多度津町の地域農業再生協議会のところで協議をして取り組む方向で検討していくというふうな様態になつるというふうなことも聞いておりますので、ここらについてもまた皆さん方のご指導なりご協力も必要になってこようかと思えますので、どうぞひとつよろしくお願ひいたしたいと思えます。

いずれにしてもいろんな課題がまだまだあります。本年も、どうぞひとつご指導、ご協力をお願いを申し上げて、冒頭のご挨拶といたしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、議案審議のほうをよろしくお願ひをいたしたいと思えます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、本日は農業委員14人中14人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長

それでは、初めに本日の署名委員を指名させていただきたいと思

っております。

今回、6番の斯波委員さん、それから7番の矢野委員さん、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、昨日の小委員会の報告を秋山委員さんよりよろしくお願いたします。

9番委員

小委員会の報告ということでございます。現地確認で特段これといったのはなかったかと思う、一般的で特段出てくるものはなかったかと思いますが、現地でも、帰ってでも、池田委員さんのほうから無断転用の質問があったかと思いますが、これは協議、質問などの話合いがあったんです。もう少し幅広く、少し深く、併せて何か資料が提供できるもんが定例会等であつたら勉強になっていいんじゃないかなと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただきましたけども、この点につきまして何かご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願いをいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ちょっと私のほうから今のことで、今、秋山委員さんのほうから無断転用のことというふうなことの話がありましたけども、これについては担当者の方、その事案の中で、昨日小委員会で、現状は無断転用ではなかったという結論なんですけども、その辺のところをちょっと触れもって説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それでは、早速議案の審議を行いたいと思います。

それでは、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題とします。

事務局よりご報告をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から4番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番の解約理由は耕作者希望になります。番号2番の解約理由は売買のためになります。番号3番の解約理由は労力不足になります。番号4番の解約理由は耕作不便になります。

番号2番で解約した農地につきましては、議案第2号の農地法第3



条申請にて売買予定となっております。

番号3番と4番につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約をするものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今のご説明のことで、ご意見、ご質問をお受けいたす前に、恒例になっておりますので、3番、4番の戦前からの小作地の合意解約の内容について、地元の委員さんより分かっておる、どういう経緯で解約に至ったかというふうなところで、地元の委員さんのほうから何か情報といたしますか、ご説明があったらお願いしたいと思いますので。

まず、貸付人なり借受人の担当地区の伊達委員さんのほうから何かありましたら、分かる範囲でよろしくお願ひしたいと思ひますけど、どうでしょうか。

1 1 番委員

相談は受けてないんですが、小作地は小作料を払ってまでは息子は田をせんので。親の代で解約せないかんとなりました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

議長

解約するに至ったときに、金銭の動きとかというのは聞いてないんですか。

1 1 番委員

そこまでは聞いてないんですけど、●●さんは田を沢山しているから問題ないです。

議長

ありがとうございます。

それから、これは農地のほうが眞鍋委員さんのほうの担当地区の農地みたいなんで、恐縮なんですけども、ちょっと今、伊達委員さんのほうからありました以外に、何かもし聞いとることがあればいいんですけども、何かないですか。

推2 番委員

●●●さんの件については、事情をよく知られてる方にちょっとお話を伺いましたら、高齢による、80代後半ですかね、体力の兼ね合いで、やっぱり従来やってる管理ができないと。あとは、家族は援助されてるんだと思うんですけど、息子さん、お孫さんについても定職を持たれておりますので、時間的な制約がありますので、もし息子さんが管理できないとなれば、やっぱりそういうことが制約条件になって、今回の解約の否めない理由になるんじゃないかと思ひまして、今回労力不足という形でお話しになったんだと思ひます。

議長

ありがとうございました。

従来から、戦前から小作については、今いろいろあった情報等をおつなぎいただいてもらいましたけども、まだ各地域にやはりこの戦前からの小作地というのが残っとるようで、従来からこの解約を進めていこうということで進めてきておりましたので、今後とも今、このような情報なり、過去のいろんな経緯を参考にして取扱いをしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

今の説明も含めて、この議案第1号について何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたしたいと思います。

ほかにないですか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第1号につきましては、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番の譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号2番については、譲渡し理由は農業の廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上、2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、ご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたしたいと思います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第2号につきまして承認することにご異議  
ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号を承認といたしたいと思いま  
す。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につ  
いてを議題といたします。

事務局より説明をよろしく申し上げます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から3番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明しま  
す。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内である  
ことから、第3種農地であると判断しております。転用理由として露  
天駐車場用地となっております。まず農地の区分と目的につつまし  
ては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年4月1日、工事  
完了が令和3年7月31日となっておりますので、転用の確実性は認め  
られます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計859万円となっ  
ており、資金証明書を添付しております。

備考といたしまして、申請地南側で親族が経営する●●●●●●●●  
●の賃貸事務所を建築中であり、賃貸契約者用の駐車場用地が必要な  
ための申請です。

また、申請地の北側部分に農業用倉庫が現在建っております。農業  
用倉庫につきましては、敷地面積が200平米未満であれば建築して  
いても問題はありません。200平米以上になると農地転用扱いとな  
り、県知事許可を受けて地目を変えることができます。本来、現地確  
認時には撤去を事務局のほうからするべきでした。転用面積につ  
いては、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当いたしま  
せん。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明しま  
す。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内である  
ことから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、

職員駐車場整備用地となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年3月1日、工事完了が令和4年4月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代は1,530万円になります。また、造成費については、新庁舎場所で掘削した土を今回の駐車場用地の造成に使用するので、造成費はありません。資金証明については、売買契約書等を添付しており、適当であると判断しております。転用理由については、1,000平米以上の場合は通常、開発許可の協議に該当いたしますが、露天駐車場のため今回は該当しません。

補足としまして、お手元に駅周辺の位置図を配付しています。赤色が今回の申請地になります。黄色については、令和2年8月5日申請、同年9月17日に許可をした、前回許可した土地になります。現在、新庁舎建設を行っており、当該工事の現場や事務所となっております。青色については新庁舎建設用地であります。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんでしたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、非農家の自己住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年3月1日、工事完了が令和3年8月31日となっており、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費、建築費で合計3,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当いたしません。

以上、3件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたことについてご意見、ご質問がありまし

たら、よろしくお願ひいたします。

冒頭に、秋山委員さんのその小委員会の報告の中で出てきた案件が、質問があった案件については1番の案件が吉田さんのほうから説明があったとおりの内容です。

はい、どうぞ。

9番委員 私に委員会報告として言うたのは、何が言いたかったかという、無断転用という言葉があったんで、無断転用というのはそもそもどんなもんかとか、そういうふうなものを幅広くもう少し言ったほうが、地元の委員として世話をする場合に、参考になるんじゃないかと思った。そういう意味合いで発言させてもろうたんよ。それを、吉田君、事務局も今表現があったんやけど、もうそれは昨日出たんだけど、それでええと言うんならそれでええんやけど。

議長 例えば、今、説明した吉田さんのほうから、例えば今、秋山委員さんが言う、仮にこの案件が無断転用の扱いになる場合やったら、どういうふうになっとったら無断転用になるかという、ちょっとその辺を説明して。例えば、さっき言った倉庫が建つとるんやけど、それが農業用の倉庫でなかったら無断転用になるわな。

事務局 はい。

議長 それが、200平米未満であっても農業用倉庫という扱いでなかったら、無断転用になるので駄目ですよという扱いになるし、あくまでそれが200平米未満の面積で、農業用倉庫、いわゆる農業用施設としてみなす場合やったら無断転用じゃないですよと、その辺の説明ということでしょう。

9番委員 いや、それぞれ研修に行っても、どういう機会でも専門用語が出ますわな。その専門用語が出る限り、定例会等で事務局が資料等で示してくれたら、勉強できて、委員全体で共有でき、多度津町の委員会として参考になるんじゃないかなと、幅広い意味合いで。

議長 例えば農地の中で、今回のように、建物が建設されておりますと。それが、今言うように農業用の施設なら、かつ200平米未満なら無断転用ではないですよと。しかし、住宅ならもちろんで、いわゆる農業用施設でなかったら、無断転用になりますよというような講習をしてほしいという話ですか。

9番委員 それと併せて無断転用というたらそもそもどんなもんかと。罰則規定とか、いろんな、あるんやけど、その辺もついでにやったら、関心ない人もおるんかと思うけど、そういうふうなんで済むんであった

ら。わしは、もっとその都度、機会のあるごとに勉強しとったほうが、地域の世話をするのに参考になるかなという意味合いです。

議長 今言ようような説明ができるような資料みたいなんはあるの。

事務局 確認してみます。

9 番委員 時間もかかると思うんで。言うのは、小委員会で出た場合には、事務局はそれなりに定例会で報告できる参考になるような資料をそろえてくれたら一番いいかなと。

議長 今聞きましたら、そういう資料は取り寄せたらあるようなんで、次回、2月の定例会のところで、その他のところで、特に新しく委員さんになった方については今の説明、また分からない、失礼な言い方ですけど、分かってない方もおられるかも分かりませんので、研修という形でちょっと資料を渡してもろうて。

9 番委員 そうやな。

議長 そんなに時間は、5分、10分あったらできると思いますので。

そういう形でよろしいでしょうか。

9 番委員 要は、わしが思うのは、定例会とか研修とか、県からとか、委員会から渡された資料で勉強はできるんやけど。

議長 いずれにしてもそういう形でさせていただきます。

前から、私も前から言ようように、新しく委員さんになったんで、こんなことを知りたいんやというんがあったら、どしどし言っていただいて、毎回でのうても、こういうコロナ禍であるんで、あまり長々するというののないように省略して、できるだけ短時間で研修していったらええんでないかなと思いますんで、何かありましたらまた事務局のほうにも、私どものほうにもおつなぎいただいたらよろしいと思いますので。

9 番委員 せっかくの定例会、しっかり機会を生かして勉強して。

議長 今の案件につきましては、今言ったように、来月2月の定例会のところでちょっと説明していただくというようなことで進めさせていただきたいと思います。

9 番委員 内容はようけいあると思うよ。そんなに簡単なもんでもない。

議長 それは全部拾ったら、それはいろいろあるんやけど。今の、今回問題になっとる案件について、一つ一つやっていきませんか。

ほかにないですか。

9 番委員 2番の農地法、委員会法ではないんで、申し訳ないんだけど、税金の控除、ありますよな。5,000万円ぐらいでと思ったんだけど、

どんなかな。

推1番委員 収用の場合な。

9番委員 おお、収用。

推1番委員 5,000万円です。

9番委員 5,000万円やな、県と一緒に。

ありがとうございます。

議長 ほかに何かありますか。

8番委員 すいません。さっきの話が戻るんですけど、無断転用の話なんですけど、過去に多度津町でこういう事例があったのであったらいいんですけど、それもちょっと教えていただけたら参考になるかなと思います。

9番委員 そうそう。そういうなのが、勉強になってええと思う。地域を世話する上でな。

●●さん、あれはどんなん。●●を置いとるとこ。

職務代理者(3番) あれはあのままや。

9番委員 あのまま。吉田君、どんなん。

事務局 どれですか。

職務代理者(3番) あの●●●のところの。

事務局 無断転用です。

9番委員 それで指導したんかな。

事務局 指導はしています。ちょっと簡単に説明しますと、地目が農地、現況が農業以外のもの、今回でしたら●●●のほうにある場所については、いわゆる●●の●●●●をたくさん置いています。それについては、当然農業委員会にもかけてませんし、県知事許可も得てません。それは、所有者のほうにも、こちらの事務局のほうは指導はしておるのですが、無断転用という扱い。本来、今回の事例の議案にもありますように、息子さんの家であるとか、駐車場であるとかというのは、いわゆる農地法に定められておる農地法5条申請によって所有権移転であるとか、使用貸借という形を取って、農業委員会を経て県知事許可を得るとというのが通常であります。なかなか全筆を見ることは難しいのですが、例えば地域で、本来でしたら地目が田やのに、建物がいつしか建っていたりとか、何か違うものを置いてたりとかしたら、ひよっとしたら無断転用の可能性はあります。中には、以前許可を取っていたのですが、そのまま工事には入らずに、ようやく工事に着工して完成したという事例もあります。よく調査士とか一般の方もどうい

うふうな手続を取ったらいいのかとか、問合せもありまして、その土地を調べると、以前許可を取ってたとか、取ってないので新しく取ってくださいというふうな指導はこちらのほうはしています。

よくあるケースとしては、昔、農地法より以前に、近隣の方とかで家を建てたとか、大工さんが許可を取らずに建てたというのはよくあることで、登記簿を見ると、その方の筆は登記が田で現況が宅地、ただ税金は宅地課税というふうになっているのが多いです。

一応簡単にちょっと説明をさせていただきました。

議長

その辺も含めて、その都度検証して、さっき言うたように来月ということで。

要は無断転用、それこそ不動産登記法による地目というんが、2 2 プラス雑種地というので2 3 地目があるのはご存じの方もおいでかと思えますけども、その中に田とか畑とか宅地とか学校用地とかいろんなもんがあつて、それに当たらんもんが雑種地。それで、2 3 地目があるんですけど、その中で田とか畑、農地が違う地目に無断でしとるということは無断転用、無断で許可を受けんと、他の地目に変えとるということになるかと思えますので、その辺、そういう研修をいずれにしてもその都度して、また来月はお願いしたいと思えます。

そういう格好でよろしいですか。

9 番委員

要は、あんまり黙っとつたら、ほっといたら大きくなったら困る。

議長

そうです。

9 番委員

ぼやのうちに適切な指導をして。

議長

ほっとつたら大きくなるというんは、結局そこら辺が理解できてなかったら、わざとに、意図的にほっとくというんでなしに、知らず知らずそれが気づかんとなっていく可能性があるんで、やはりさっきから秋山委員さんも言われとるように、その辺の知識を身につけるという意味で研修をやっていったらいいと思えますので、そんな格好で改めてよろしいでしょうか。

9 番委員

普通は隣接から問題が出てくるからな。それで、地元委員さんに言うたり、事務局に言うたりしますから。

●●さん、地元としてどう考えとるかということです。

職務代理者 (3番)

今のか。

職務代理者 (3番)

あれはわしが本人に言うても、親に言うても、怒られても構わんけど、あのままにして、しとるけんいうんやけん、しょうがない。

9 番委員

そういうふうなところは、非常にわしは危険など見とる。事務局の



主張が非常に大事かなと見とる。地元委員としてはしょうがないわのう。

職務代理人 (3番) やっぱり我々としたらもうしょうがない、しょうがないんです。

9 番委員 周りが言うてくれたら言いやすいけどな。

職務代理人 (3番) 県のほうに言われたって、多分怒られたって構わん言うんや。しょうがないわ。県のほうは、いかんとなったんやな、あれは。

事務局 はい。

職務代理人 (3番) あの5条申請はだからせんとなったんよ。

9 番委員 いや、一遍どのように言うた。

事務局 まず農振地なんです。農振除外ができるかどうかというふうなことやったんですけども、●●が●●で、●は●●に囲まれてます。また、自己住宅でもなければ農業用施設でもなく、いわゆる●●という形なので、それは農振除外の要件には合致しないところがたくさんありまして、農振除外も農地転用はできないというふうに伝えました。

9 番委員 素人にそんなことを言うたって分からんやろう。ほんなら撤去せえと言うたんかな。転用できんと言うんなら、そんなのを素人に言うたって分からへんのや。そういう関係で、ほんなら撤去せえとか、強い指導はしとるんかと聞いとる。

事務局 強くまでは言うてませんが、許可はできないということをはっきり申し上げてます、こちらは。

9 番委員 許可もできんことはないんや、方法を考えたら。1種農地は難しいんだけど。

職務代理人 (2番) それもあるけど、議事に戻りましょう。

9 番委員 ここのこの3番と一緒にやが。3番農地の現地で説明があったように、すぐに除外ができるようなところではないというような説明があったわな。

事務局 ただ要件はクリアしたので。

9 番委員 いやいやいや、それだと一緒に、それは1種農地は難しい。

議長 確かに難しかったんかも分かりませんが、一応それで県なりは許可が出とるんで、それに基づいて農業委員会のところで承認するかせんかのことになって、あくまで5条ですんで、最終は県のところで許可が出るか出んかという流れになりますので。あくまでこの場ではそれぞれの要件が整つとるということで申請が上がっておるということでご理解をせないかんので。

9 番委員 農業委員会は、本当ここの件は、そんな事務局が許可できんけえ言

うてしまわんと、専門家と相談して手続を取るなり、改善せえというふうな指導をせないかんわ。ずっとそんな単純に言うてしまう結論はないと思うんです。方法は100%はないことはないんや。

13番委員 すいません。ちょっと本分から外れてるんで、議案のほうに戻って、あとはそちらの2つからその話をしたらいいなと思います。

議長 ありがとうございます。

今、西山委員さんが言われましたように、取りあえずこの議案第3号についてのみ審議をしていただきたいと思います。

9番委員 結構です。

議長 ほかにご意見ないですか。

(なし の声あり)

議長 ご意見ないようでしたら、議案第3号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をよろしくお願いします。

事務局 議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が、香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。合計といたしまして、13筆で9,985平米となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、1月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまご説明がありました議案第4号についてご意見、ご質問ありましたら、よろしくお願いいいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長                   ご意見、ご質問がありませんでしたら、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

                          (異議なし  の声あり)

議長                   ありがとうございます。

                          異議ないようですので、議案第4号を承認といたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

                          続きまして、議案第5号  農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

                          事務局より説明をお願いします。

事務局                議案第5号をご覧ください。

                          こちらは、農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。そのため、土地所有者である貸手から、香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借手への貸借について、耕作者を変更して貸借を設定するということとなります。

                          以上です。

議長                   ありがとうございます。

                          ただいま説明がありました。それについてご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

                          特にございませんか。

                          (なし  の声あり)

議長                   それでは、ないようでしたら、議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

                          (異議なし  の声あり)

議長                   ありがとうございます。

                          異議はないようですので、議案第5号を承認といたしたいと思えます。

                          それでは、これで一応本日の議案は終わったわけですが、先ほど議案以外のところでご意見が出ておりましたことにつきましては、私のあくまで個人的な意見として言わせていただいたと思えますが、●●●●●のほうで無断転用があるようですけども、地元の委員さん

なり、事務局のほうからそれなりの指摘なり改善のお願いを既にして  
おるようですけども、その結果が先ほど皆さん聞いたようなことにな  
っとるようです。

そこで、その件につきましては、事務局のほうで、申し訳ございま  
せんけども、私も勉強不足ですけども、農業委員会、また農業委員と  
してどこまで法的に権力というか、行使をできるかどうかというところ  
をちょっと調べていただいて、それはもう既に、農業委員会委員とし  
ての講習はできとる中、その次に法的な、それを改善するためには  
どういうアプローチをかけれるのか、できないのか、できるのか、そ  
の辺をちょっと調べていただいて。それは、近所、顔見知りの人でそ  
こまでするというのはベストではないと思いますけども、これも勉強  
の意味で、最悪、例えば法に基づいてどういう対応をしていかないか  
んのか、農業委員会委員としてはここまでしかできんのか、その辺を  
ちょっと調べとっていただきたいといった上で、ここでまた検討、先  
ほど出ておりました案件につきまして、どういうふうに対処していく  
かというのを検討していきたいなというふうに思いますんで。それま  
でちょっと保留にしますんで、ちょっとその辺の調査をしとっていた  
だきたいなと思います。

その中で、あくまで私が今思いついた個人の見解を申し上げました  
けど、そんな格好でよろしいでしょうか。

1 3 番委員 議論するんだったら、経緯とか、そういったものが分からないと、  
議論するのはなかなかできないですよ。もう知っとる人しか話がで  
きない。客観的な話をするにしても、そういう経緯が分かって初めて  
意見を述べられるんですから。

議長 1 つは、事務的にはどういうことができるか、できんかというの  
と、今、西山委員さんが話をした、今までの経緯については、先ほど  
話が出とったときに、そういう指摘をしてきとったようですんで、そ  
れも含めて地元の委員さんなり、事務局のほうから今までの経緯はこ  
うやったんかというのを聞いた上で検討するという格好になろうかと  
思いますので。

1 3 番委員 話をさっき聞いてても、みんな傍観者です。

議長 もちろんそれやと思います。だから、今日の議案でないんで、改め  
てそういう格好で進めていきたいと思います。

1 3 番委員 いや、いいことだと思うんです。こういう事案でこういう内容があ  
ったと聞けると、本当に生の勉強ですから非常に参考になる。だか

ら、きちんと整理されてないと話してる内容が分からないので、当事者同士の話をしたって。

議長 研修を兼ねて、現実問題としてどういう、何か今どういう対応を今からしていかないかのかという検討ということをやっていきたいと思います。

13番委員 すいません。そうしていただければありがたいです。

議長 じゃあ、今のこれについては、今言わせてもろうたようなことで進めていきたいと思います。

9番委員 勉強したい人がというわけじゃない。勉強はしたいんだけど、何か一部知っとる人だけでやっているのではいかん。全体に理解できるような進め方をぜひ進めてもらいたい。

議長 よろしくをお願いします。

それでは続きまして、その他について事務局のほうからよろしくをお願いします。

事務局長 それでは、事務局より2件報告させていただきます。

1件目は相続届について、2件目は来月分の農地機構貸借案件についてです。

事務局 【その他2点について事務局より説明】

議長 以上、その他の報告は終わりのようですので、取りあえずここまでで何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いいたします。

ございませんか。

(なし の声あり)

議長 そしたら、来月の予定を。

事務局長 来月の予定についてご報告いたします。

2月の小委員会は、18日木曜日午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは、10番伊達委員さん、推進委員さんは7番村井委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、19日金曜日午前9時から第1会議室で行います。署名委員さんは、8番中村委員さん、9番秋山委員さん、10番伊達委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。

以上で全てのご報告なり審議は終わったわけですけども、全体にわたりまして何かご意見、ご質問ありますか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、私のほうから、その他のというふうなことで。  
実は、先日の小委員会のところで、こういったお話をいただいたんですけども。

もう既に皆さんご承知のとおり、当多度津町農業委員会定例会、農業委員会の運営なり定例会等々のことにつきましては、いつか私のほうからでも報告させてもらうように、農業委員と推進委員はもう全く同じ仕事をしていただくような格好、ただ議決がないだけの違いだというふうなことを申し上げましたと思いますけども。そんな中で、昨日お話があったのは、もう従来は今期だけじゃなしに、もうずっと推進委員を取ったときからずっと小委員会の報告については農業委員さんのほうです。ご承知のとおりしていただき今日に至っております。先ほど言いましたようなことで、その話の内容については、推進委員さんのほうから、別に発言の機会を与えるという意味ではないのですけれども、推進委員さんのほうから、ひとつ発言するという意味で報告もしていただいたら、2人がするという意味でなくて、どうかというふうなお話がありました。

例えばの話ですけども、今、今日の小委員会の報告は9番の秋山委員さんから、報告いただきましたけども、14番の細川委員さんまでずっと報告をしていって、その次の月は、今度、農業委員は三野委員さんなり、推進委員はちょっと誰になるか計算できんのですけども、そのときにはアドバイザーで出ていただいとる、そのときの報告は推進委員さんのほうからしていただく。それで、推進委員が、何番の推進委員さんからなるか、ちょっと今わからないですけども、それで推進委員さんが全部一通り報告が終わったら、次また終わった時点での翌月の農業委員さんのほうからなると。人数が違うんで、変則的に当然なってくるんですけども。いずれにしても、冒頭に言いましたように、話の内容は農業委員さんだけではなく、推進委員さんのほうからも、小委員会の報告をしていったらどうかというふうな内容です。

この点について、ちょっと今日お諮りするということにしておりましたので、ご意見を賜りたいなというふうに思っております。

どうでしょうか。特に推進委員さんのほうからご意見。

推1番委員

言うのはいいんだけど、議決権の問題やったらどんなんだろうかなという疑問はちょっとある。

一応報告していいのかなと。反対するというんじゃないで、現時点

で問題があるからこれを報告していいのかなという疑問はちょっとある。

5番委員 それを報告するというのがあるの。

報告はできるけど、議決権がない。そこの権利の問題がついてくるから。だから、意見は言えるけど、議決権がないのに報告義務があるかっていうこと、逆に言うと。

議長 何かそういうことじゃわな。

9番委員 いや、お互いの委員会の報告や小委員会の現地確認と委員会の報告やろう。

5番委員 でも、定例会。

9番委員 委員会の報告とは違うの。

推4番委員 いやいや、ですけど、先ほどの話と一緒に、この場合は今日は農業委員会で議決を伴うんですから、我々の立場としては、オブザーバーなので、その辺がちょっと違和感を感じるころはあります。別にそれは参画しても構わんですけど。

議長 法的には問題ないんだけど。

9番委員 発言はいいとなっとるんです。もちろん議長の許可を得んといけんな。

議長 そうですね。違和感は、もちろん今ご発言がありましたようなことだと思いますけども、ちょっと聞いた議論も、ちょっと話をする中で、運営する中での法的な問題はないということにはなっとるようなので。

推4番委員 運営上はね。

9番委員 もともとは現地確認、小委員会、現地確認はあったんやけど、委員会報告というのはなかった。委員会報告というのは新しいんです、歴史が。10年、いや、15年か20年の間やな、報告は。それが生まれたんはなぜかというたら、やっぱりそういった発言する機会を持ったほうが、普通やったらもう質問、意見以外はもう会長だけや、発言する機会が多いのは。そんなんで、発言する機会をというんでできたんじゃないかなというぐらいの空気や。ほんじゃけえ、わしが前に言うたんは、小委員会は現地確認は要るけど、委員会報告は要らんかったんじゃということや。だけど、それをやると言うんであれば、やっぱり推進委員も入ったほうがいいんじゃないかなと、こういうことだ。それは違和感があるとか、もういろいろあるんであれば、推進委員さんの意見、特に推進委員さんの意見を取って、一人でもちょっと

違和感があるとかちょっとと言うんであれば難か否決したらええ。

1 1 番委員 この前も出たように、小委員会の発表は異議なしばかりだったので、わざわざ今回また推進委員の方も言うんじゃないに農業委員の方がまとめて報告したらええとか。

議長 今、山崎委員からの話のとおりなんですけども、先ほど言ったように、根本的に話というか、報告の内容については、こんなことを言うたら失礼だけど、あまり問題点がないという報告のような格好なんですけども、あくまで発言をしてもらう機会をあげたらどうかというようなことが。

9 番委員 そうそう。

議長 根本にあったようなんで。ただ、今ご意見をいただいた中では、ちょっとやっぱり違和感があるという意見のほうが多いようなんで。

9 番委員 多いんやったらやめたらええが。

議長 はい、どうぞ。

推 4 番委員 この案件が出てくる中で、やっぱりこれは書面上だけなんで、現地確認というのは絶対、本来だったら農業委員の方が現地へ全員行ってみるべきですけど、そうはいつでも、大勢の人数がその辺でうろうろするのもあまりよくないと思うんで、僕が勝手に解釈しとるんですけど。だから、農業委員の中で代表と推進委員の中で代表の人が現地確認に行っ、それで案件部分を見て、問題があるんかないんか検討して小委員会を設けてる。それで、その中で、推進委員の人で意見があれば言うたらええし、農業委員の方で意見があれば言うたらええと思う。それを事務局の中で意見と両方混ぜて1つのものが出来上がったらいと思ってるんですよ。その出来上がったもんを報告するのは、極論したら推進委員でもええし、農業委員でもいいと思うんですけどね。ですけど、僕が違和感があると言うたのは、議決権がないのに推進委員の人が順番、運営上の問題とはいえするんはどうかかなという意味合いで僕は言うたんで。

議長 分かりました。

推 4 番委員 そういうふうな意味なんです。

議長 はいはい、分かりました。

推 4 番委員 だから、現地確認は、やっぱり本当だったら全員が行かないかんと思えますよ。

9 番委員 いや、そんなことはない。それは特に組織が大きいところや。

推 4 番委員 いや、だから、私はそう思うとるんですけどね。



- 9 番委員           それはそういう見方もある。もうほとんど事務局が主や。
- 推 4 番委員        議決をするということは、責任はあるわけですから、本来だったら見に行かな分かんんです。僕はずっとそう思っていました。
- 9 番委員           そういうのはあるで。なんやけど、現実には、見に行くのは事務局、この定例会で決まるんや。現実には事務局が主で、案件も担当地区となるんや。もう特に●●、●●なんか大きいところになったら、もっと単純にやりよるわね。ほんだけど、人数的にはうちの小委員会みたいなもんかな、もっと少ないと思うけどな。
- 議長               ほかの推進委員の皆さん、どんなでしょうか。
- 議長               ほかの委員さんで。
- 職務代理者 (2番)   わしはしとうないという人はおらんやろう。
- 議長               そしたら、冒頭に言うたように、取りあえず違和感があるようなことも幾らかあるんかも分かんけど、取りあえず一通り、1 周回してみますか。
- 9 番委員           いやあ、あるんやったらもうやめたらええが。わしは、そっちに座つとるときはもう思わんかったんやけども、こっちに座ったらそのほうがええかなと思う。
- というのは、推進委員も農業委員もない、1 つになるためには、そんなも必要かなと思うて。同じような活動をするほうがええんでないかなと、そない思う。
- 議長               正直、私もはっきり言うて決めかねるのですが。それぞれ言よることがそれぞれ合うとるとか思って。
- 9 番委員           池田さんは。
- 推 6 委員           私の場合だったら、もう今のままでいいかなと思います。
- 9 番委員           今のままで。
- 推 6 委員           はい。
- 9 番委員           おお、やっぱりそんでええと。
- 推 6 委員           はい。ただ、言いたいことがあるときは小委員会で言いますし。別にいいんじゃないか。
- 7 番委員           うちが何やいうんは関係なしに、ただ報告だからな。報告をするのだから、全員でやったらええんちゃうんかなと思うんだけど。
- 議決するんで、その報告を基に審議してるんですから、推進委員も農業委員も関係なしに、報告だからしたらええんちゃうんかなと思うんやけど。あくまで報告ですから。審議するんでないし。
- 議長               だけど、そういう意味でいったら、さっきの議決があるとかないと

かというのは関係なしになってしまう。

分かりました。そしたら、昨日の小委員会ではおおむね私が最初に言うたようなことで進めていこうという、小委員会の意見をまとめておりましたんで、いろいろご意見はあろうかと思いますが、まだちょっと実質そのようになってくるのは、先ほど言いました14番の細川委員さんの報告の翌月からが推進委員さんになってくると思いますんで、そういうことで進めていきたいと思えますんで、どうぞご理解のほどよろしく願いいたしたいと思えます。ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、1月の定例会をこれで終了させていただきたいと思えます。ご審議ありがとうございました。